

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿屋市

2 構造改革特別区域の名称

かのや英語大好き特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿屋市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本市の教育的風土

大隅半島の中心に位置する鹿屋市は、高隈山地の麓、肝属川の沖積地に開け、人や物流の集まる南九州の要衝の地として古くから栄えてきた。古来、この地は、中央からの独立性を維持した大隅隼人の本拠地として日本書紀に記述され、郷土愛と自主自立を尊重する精神は脈々と受け継がれ、市政の大きな柱である「人づくり」の理念となっている。

現在、本市は第三次鹿屋市長期総合開発計画を策定し、基本目標の一つに「人・いきいきかのや」を掲げ、人材育成のための様々な施策を行っている。学校教育面では、市立として小学校20校、中学校8校、高等学校（複数学科）1校、看護専門学校1校を有し、全小学校参加の陸上、水泳、カヌー大会や全小・中・高等学校による音楽発表会等、全市的な教育活動を展開している。また、鹿児島大学教育学部、鹿屋体育大学、大隅少年自然の家等、他の教育機関と教育実習や研究協力による連携を通して、先進的な研究・実践に積極的に取り組んでいる。

(2) 郷土に根ざした教育の推進

学校は、地域のシンボルとして、地域住民の愛着に支えられて発展してきた。現在でも、学校は地域と密接なつながりを持ち、地域ぐるみの活動や伝統行事の中で子ども一人一人の顔が見える教育が行われてきている。そのよき伝統を学校の活力として見直し、積極的に取り入れようと「特色

と風格を備えた活力ある学校づくり」推進事業を導入し、開かれた学校づくりを推進している。具体的には、ヨット、カヌー等による海での活動、育苗から収穫までの米作り、清流を生かした蛍の飼育と放流等が行われ、人材、伝統行事、自然を生かした独自の教育活動は、子どもたちに、郷土、や自分の良さに気づかせ、誇りや自信を持たせることにつながっている。

(3) 一貫性のある教育の推進

児童生徒の成長について、小・中・高の12年間の教育を見通して考え、同じ思いで子どもたちを見守り、育てようと「小・中・高連携事業」を実施している。中学校区を単位とする8つの分科会に鹿屋市内外の6つの高等学校が参加し、校種間でのべ10回の研究授業を提供して指導法や学習内容の研修を深めたり、算数の共通テストを実施して基礎・基本定着の実態調査を進めたりしている。分科会での率直で活発な情報交換によって、小・中・高の教職員の交流が図られている。

(4) 個に応じる教育の推進

本市では、児童生徒一人一人を大切にし、きめ細かな指導を図るため、早くから指導法改善に取り組み、ティーム・ティーチングや少人数指導によって、個に応じた教育を推進してきた。具体的には、少人数指導の授業を通じた「指導法改善加配者研修会」や「研究指定協力校の研究公開」によって指導法改善への取り組みを促したり、教師を国内外の先進地に滞在型で派遣する「教職員研修事業」を実施し、先進校の成果の波及に努めたりしている。

平成15年には、小学校低学年を対象に、市費負担の非常勤講師を配置する、「少人数指導支援事業『かのやすくすくプラン』」を導入し、小学校の早い時期に学習習慣、生活習慣の確立を図っている。さらに16年度からは、構造改革特別区域の認定を受けることでこの事業を拡充し、常勤講師の配置によって少人数学級化を実施し、個に応じたきめ細かな指導の充実を進めている。

また、平成14年からは、不登校児童生徒を支援するために本市の事業として不登校児童生徒支援事業「マイフレンドプログラム」を導入し、市が委嘱した指導員による訪問指導によって、教育相談や補充学習等によるきめ細かい相談活動が行われ、学校、保護者から好評を得ている。

5 構造改革特別区域計画の意義

教育には「不易」と「流行」の部分があるが、「不易」の部分に関する教育を大切にしながらも、国際化、高度情報化等、急速に変化する社会、いわゆる「流行」の部分に対応できる資質・能力を育成することは重要である。

文部科学省においては、平成15年3月の「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」によって、国際共通語としての英語のコミュニケーション能力の習得を重要課題として掲げ、「中・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる」という明確な行動目標を設定した。また、その中で、「小学校の英語教育の在り方の研究」「英語に堪能な地域人材の活用促進」等、小・中・高等学校や地域をあげて、英語教育への積極的な取り組みを期待する旨が示されている。

本市でも、重点プロジェクトに「郷土に根ざした・新地球人計画の推進」を掲げ、「郷土に対する自信と誇りの育成」「国際性の育成」「情報感覚の育成」の3つの柱を基に、郷土やその伝統に誇りと自信をもちながら、社会のグローバル化に対応し、地球人という広い視野をもって活躍する人材を育てたいと願っている。

そのために、アジア・太平洋農村研修村に民族館を設置し、国際交流の拠点として位置付けるとともに、平成8年に国際交流協会を設立し、市民レベルでの交流促進を図っている。現在、アジア・太平洋農村研修村では、アジア、太平洋地域から多くの研修生を受け入れ、イベントや総合的な学習の時間を通して、市民や児童生徒との国際交流活動を行っている。また、国際交流協会では、国際交流に関する情報提供、講演会や食文化、スポーツ等の交流イベントの開催、ホームステイプログラムへの参加等、草の根の交流活動を展開している。

学校教育においては、昭和62年からALTを配置してネイティブスピーカーによる英語教育を取り入れており、現在3名が各中・高等学校を担当し、希望によって小学校の授業にも参加している。中学生を対象とした英語暗唱弁論大会は、今年、17回目を数え、鹿屋体育大学外国語教育センターの協力を得て、各中学校においてコミュニケーション能力向上にむけて質の高い取り組みを行っている。その他、中・高校生を対象に、海外

研修の補助事業を行っており、毎年10名程の生徒を海外に派遣している。一方、指導者の資質向上も図るため、教員の海外研修を進める国内外研修補助事業を行い、毎年、小・中学校の教員1名について、2週間程度の海外研修を補助している。

さらに、平成15年度より、県の『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』の研究指定を受け、現在、小学校3校の5、6年生において、小学校での英語教育の研究・実践に取り組んでいる。この事業では、ネイティブスピーカーの英語指導助手2名を配置し、小学校での英語活動の在り方を実践的に探ってきた。このような背景を受けて、市内の多く小学校でも総合的な学習の時間の国際理解の学習において、積極的にALTやCIRの招聘を行い、英語活動を実施している。

しかしながら、「総合的な学習の時間」での英語活動は、国際理解というテーマの課題解決の手段の一つとしての活動であり、内容の系統性は求められていない。また、その課題は学校の実態に応じたものであり、情報、福祉、環境等の横断的、総合的な学習、児童の興味・関心に基づく学習、各地域や学校の特色に応じた学習に基づく課題等について、児童が学習活動を主体的に行うものである。そのため、「総合的な学習の時間」での英語活動は、計画的に英語に慣れ親しんだり、学年を追って、学習内容を系統的に積み上げていくことが難しい。

そこで、小学校の早期から、英語に慣れ親しみ、基礎的なコミュニケーション能力を育成するというねらいを達成していくには、英語活動を「小学校英語科」として教育課程に位置付け、計画的、系統的に学習を行っていく必要がある。このことで、ヒアリングや発音等、英語の言語的な特徴について、児童は、時間をかけてじっくり学んだり、体感的に習得したりして、英語の基礎的なコミュニケーション能力の育成が効果的に図られる。また、小学校の時期は自己を表現することに抵抗感が少なく、個性を生かした活発な表現活動を通して、英語学習の楽しさや有効感を味わい、中・高等学校へつながる将来的な英語学習への意欲も高めることができる。このようなことから、小学校において、教科として英語を位置付けることが、本市のめざす、「郷土に根ざした・新地球人」を育成することにつながることを考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、今後ますます進むであろう国際化の中で、国際共通語である英語を自由に使って、様々な人々とコミュニケーションを図り、郷土や日本、そして世界に貢献できる人材を育成したいと願っている。本事業で小学校からの英語学習が行われることにより、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上が期待されるとともに、市民の英語教育への関心が高まり、将来、市民レベルでの交流が活発に行われる「国際交流都市鹿屋」への発展をめざしている。

(1) 計画の概要

平成15年度より、『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』において、ALTを配置して、小学校での英語教育の在り方について、研究・実践を進めてきた。また、多く小学校で、総合的な学習の時間において、積極的にALTやCIRの招聘を行い、英語活動を実施している。しかしながら、「総合的な学習の時間」での英語活動には、教科としての活動内容の系統性は求められず、学習を積み上げていくことが難しい面があった。

そこで、平成17年度は構造改革特区（特定事業の名称：「802 研究開発学校設置事業」及び「810 市町村費負担教職員任用事業」）の認定を受けることで、学習指導要領の「教育課程の基準」の特例による「英語科」として教育課程に位置付け、計画的、系統的に学習を行っていく研究開発を進めるとともに、その推進校に、本市が独自に任用した講師を常勤として配置する。

具体的には、特定の小学校を英語教育の推進校として指定し、小学校全学年について、英語学習の教材・教具の開発、指導法等の研究等、教育課程の開発に取り組み、そのための常勤講師を配置する。その他の小学校については、希望によって研究校に指定し、現在、取り組んでいる英語活動を教科として位置づけ、小学校英語を実践的に取り組むことができるようにする。また、鹿屋市英語、国際理解教育部会を設定し、推進校の取り組み状況について情報提供し、研究の成果を市内全小学校に波及させるようにする。

(2) 推進校に講師を常勤として配置する理由

推進校に配置する講師は、主に学級担任とのチーム・ティーチング

によって、英語の授業に携わる。また、英語に関する専門性を生かし、年間指導計画や単元ごとの指導計画の作成、教材・教具の開発や指導法の研究等に参加する。その際、非常勤では、授業のみの勤務となり、放課後に行われる英語部会や担任との打合せに支障がでる。

また、特に英語の学習の特性上、学習指導には人間関係の構築が不可欠であり、英語の授業以外の教育活動全般に関わり児童との関係を深め、共通の話題を多くもつことが大切である。その他、推進校の成果を広く市内の小学校に波及させるため、他校での研究会にも参加し、市内の英語教育の充実に努める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 小学校の早期から英語に慣れ親しませることで、ヒアリングや英語の言語的な特徴について、成長に合わせてじっくり学んだり、体感的に英語を習得できたりすることで、基礎的なコミュニケーション能力の育成が図られるとともに、楽しさや有効感を味わわせることで、将来的な英語学習への意欲を高めさせる。
- (2) 教科として英語を位置付けることで英語学習の系統性が図られ、指導法において、小学校から中学校への学習がスムーズに行われる。
- (3) 小学校英語教育を推進のために市費の教員が配置されることによって、市内の学校の英語教育体制や教職員の意識が変わる機会になる。また、市が自ら負担する講師を配置することで、地域の教育への関心や郷土の人材育成に関わりたいと願う市民の意識が高まり、地元人材の活用が図られる。

8 特定事業の名称

- ・ 8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業
- ・ 8 1 0 市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 鹿屋市小学校英語，国際理解教育部会

本事業の導入に伴い，平成 17 年度より，鹿屋市立の全小学校で構成される「鹿屋市小学校英語，国際理解教育部会」を設置し，推進校や研究校の取り組みの成果を市内全小学校に波及させるようにする。

(2) 英語大好き「かごしまっ子」育成事業

平成 15 年度より，県の『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』の研究指定を受け，現在，小学校 3 校の 5，6 年生において，小学校での英語教育の研究・実践に取り組んでいる。この事業では，ネイティブスピーカーの英語指導助手 2 名を配置し，小学校での英語活動の在り方を実践的に探っている。

(3) A L T 派遣事業

昭和 62 年からネイティブスピーカーによる英語教育の充実をはかるため導入された。現在 3 名が各中・高等学校を担当し，英語の教員とチーム・ティーチングによって，英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。小学校からの招聘が増え，積極的な小学校への英語活動の参加している。

(4) 鹿屋市中学校英語暗唱・弁論大会

中学生を対象とした英語暗唱弁論大会は，鹿屋体育大学外国語教育センターからの講師派遣等の協力を得て，今年，17 回目を迎えた。各中学校においてコミュニケーション能力向上にむけて質の高い取り組みを行っている。この成果を生かし，市内代表が，県のディベート大会で 4 連覇中である。

(5) 鹿屋市中学生・高校生海外研修事業

中・高校生を対象に，海外研修の補助事業を行っており，毎年 10 名程の生徒を海外に派遣している。研修報告会やパネルでの紙上発表を通して，研修の成果を広く市民に報告している。

(6) 鹿屋市国内外研修補助事業

1 週間から 2 週間程度の滞在型の研修を希望する教員について，国内外の先進的な教育や文化に実際に触れさせ，今まで取り組んできた教育活動の在り方を見つけさせとともに，教育者としての広い見識を深めさせる。また，その成果を，報告会で発表したり，研究紀要に紙上発表し，

他の教職員に広く波及させて，本市教育の一層の充実を推進している。

(7) 鹿屋市研究紀要（市内全教員に配付）

年度末に，市の研究協力校 10 校及び国内外研修教員 8 名の研究・実践を紀要にまとめ，市内の全教員に配付する。このことで，研究や研修の成果を市内の教員全員が共有し，教育実践の積み上げを図っている。

別紙

1 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

鹿屋市内の全市立小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業の主体

鹿屋市

(2) 事業が行われる区域

鹿屋市の全域

(3) 事業の実施期間

平成 1 7 年から実施

(4) 事業の内容

2 1 世紀を担う国際化に対応した人材育成のため、本市では県の『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』の研究指定を受け、研究指定校を中心に、小学校の英語活動について研究・実践を進めてきたが、本特区により、小学校における英語活動を教科の学習として位置付け、中・高等学校へつながる英語の基礎的なコミュニケーション力を育てるための小学校英語教育を推進する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例の規制措置の必要性

本市では、平成 1 5 年度より、鹿児島県の『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』の研究指定を受け、小学校 3 校にネイティブスピーカーの英語指導助手 2 名を配置し、5、6 年生における英語教育の研究・実践に取り組んできた。また、他の多く小学校においても、A L T や C I R の招聘

が盛んに行われ、総合的な学習の時間において、英語活動を積極的に進めている。

しかしながら、「総合的な学習の時間」での英語活動は、国際理解というテーマの課題解決の手段としての学習活動であり、計画的に英語に慣れ親しんだり、学年を追って、学習内容を系統的に積み上げたりすることについては難しい面があった。そのため、この点を改善し、小学校の早期から、英語に慣れ親しませることで、中・高等学校へつながる基礎的なコミュニケーション能力を育成し、本市のめざす、英語を使って自由にコミュニケーションを図ることのできる「郷土に根ざした・新地球人」育成のための英語教育を推進したいと考えた。

そこで、本事業により、学校教育法施行規則で定められている小学校における教科及び小学校各学年における教科等の授業時数を独自に定めることができるようになるため、本市では、小学校の教育課程に「英語科」を教科として位置づけ、計画的、系統的に学習をおこなっていく。

このことで、ヒアリングや発音等、英語の言語的な特徴について、児童は、時間をかけてじっくり学んだり、体感的に習得したりして、英語の基礎的なコミュニケーション能力の育成が効果的に図られると考える。

また、小学校の時期は自己を表現することに抵抗感が少なく、個性を生かした活発な表現活動を通して、英語学習の楽しさや有効感を味わい、中・高等学校へつながる将来的な英語学習への意欲も高めることができると考えた。

(2) 要件適合性を認めた根拠

本市では、郷土に誇りをもちながら、社会のグローバル化に対応し、未来をきり拓いていける人材を育てたいと、重点プロジェクト「郷土に根ざした・新地球人計画の推進」を掲げ、様々な施策を展開している。このことは、「国際平和と人類の福祉に貢献する日本国民の育成」を理念とする日本国憲法や教育基本法に通じるところである。また、平成15年3月に文部科学省より示された「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」において、国際共通語としての英語のコミュニケーション能力の習得が重要課題として掲げられ、「中・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる」という明確な行動目標が設定された。そして、その

中で、「小学校の英語教育の在り方の研究」「英語に堪能な地域人材の活用促進」等，小・中・高等学校や地域をあげて，英語教育への積極的な取り組みを期待する旨が示されている。

本市の計画もこれらの趣旨と合致するものであり，今後，ますます国際化が進み，国際共通語である英語によるコミュニケーション能力が不可欠になるであろう。そのためにも，「郷土やその伝統に誇りと自信をもちながら，地球人という広い視野をもって国際化の中で活躍する人材の育成」の実現は極めて重要であり，特区として小学校からの早期の英語教育を実施する必要があると認める。

(3) 取り組みの期間

まず，初年度である平成17年度は，推進校1校を指定し，1年生から6年生までの児童を対象に実施し，指導法や教材開発等の小学校英語科の教育課程の研究・実践を行う。また，推進校以外の実施可能な小学校を研究校として指定し，各学校ごとに段階的に導入を図る。

平成18年度からは，推進校を増やし，小学校英語科の教育課程の研究の充実を図るとともに，研究校を拡充し，市内全域に小学校の英語教育が広がっていくようにする。年度ごとに，事業の成果を見極め，平成20年度に事業について評価・見直しを行う。

(4) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第24条「小学校の教育課程は，国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育の各教科，道徳，特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。」に「英語」を加え，英語を教科として教育課程に位置付ける。

英語を教科に位置付けるにあたって，学校教育法施行規則第24条の2に示されている別表第1について，本市では以下のように設定する。

1，2学年については，総授業時間数を増やし，年間で15時間の英語科の学習を設定する。

3～6学年については，総合的な学習の時間における英語活動と関連するものとして捉え，総合的な学習の時間から35時間削減し，35時間の英語科の学習を設定する。

英語科の導入のための授業時間数の基準の設定は，先行研究をしてい

る県下の文部科学省指定の研究開発学校の成果による。

学校教育法施行規則第24条の2に示されている別表第1について、本市での設定

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語				
第1学年	272		114		102	68	68		90	15	34	34		797
第2学年	280		155		105	70	70		90	15	35	35		855
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945

(5) 鹿屋市小学校「英語科」の目標及び指導計画

ア 目標

本市の小学校英語科の目標を次のように設定した。

英語を使った様々な活動を通して、言語や文化に興味を持ち、英語に親しもうとする態度の育成を図り、英語を聞いて理解する能力と英語を話し伝える能力の基礎を養う。

この目標は、以下の3つの柱から成り立っている。

英語を使った様々な活動を通して、言語や文化に興味を持つ。
 英語を使った様々な活動を通して、英語に親しもうとする態度の育成を図る。
 英語を聞いて理解する能力と英語を話して伝える能力の基礎を養う。

は、英語の学習において、その言語の持つ文字や仕組み、意味、その働きに興味をもつこと、さらには、そのことばの背景にある文化に興味を持つことの大切さを述べたものである。これらは、英語を聞いて理解したり、英語を話して伝えたりするうえでも重要な働きをするものである。

は、英語を聞いて理解する能力と英語を話して伝える能力を育成するためには、英語に親しもうとする態度を身につけることが重要であることを述べたものである。中学校において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする

態度の育成を図る前段階として、小学校において、英語を聞いたり、話したりすることに十分親しませ、英語を使って、伝え合おうとする態度を育成するものである。

は英語を聞いて理解する能力と英語を話して伝える能力の育成を挙げたものである。「英語を聞いて理解する能力」や「英語を話して伝える能力」などとしているのは、特に小学校段階では、音声による伝えあう能力を重視しているためである。

小学校英語の目標は、ア や イ の実現を視野に入れながら、ウ の実現を図ろうとするものである。また、言語や文化に対する興味を持たせ、英語に親しもうとする態度を育成するために「英語を使った様々な活動を通して」行うことを明示した。特に、小学校英語では様々な活動を通して、英語活動の楽しさを味わわせることを重視するものである。

イ 各学年の指導目標

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
目標	英語を使った様々な活動を通して、英語の音声に親しみ、簡単な英語の語句や表現を使った質問に対して、行動で示したり、英語で答えたりすることができるようにする。	英語を使った様々な活動を通して、英語や文化に親しみ、英語の語句や表現を使って、質問したり、答えたりすることができるようにする。	英語を使った様々な活動を通して、英語や文化に興味を持ち、日常的な場面での英語を用いて、話されたことを理解したり、相手に話したりすることができるようにする。
聞くこと・話すこと	(ア) 聞くこと 簡単な英語の音声に親しみ、質問に対して動作で示すこと。 (イ) 話すこと 簡単な英語の音声に親しみ、質問に対して進んで答えること。	(ア) 聞くこと 身近な場面での英語を聞き、英語の音声に慣れ、質問の内容を大まかに捉えて聞くこと。 (イ) 話すこと 場面に応じて、英語の語句や表現を用いて質問したり、相手の質問に対して適切に答えたりすること。	(ア) 聞くこと 日常的な場面での英語を聞き、英語の音声に気を付け、大切な部分を聞きとること。 (イ) 話すこと 日常的な場面や相手の様子に応じて、英語の語句や表現を用いて質問したり、自分の考えが伝わるように適切に答えたりすること。
読むこと		(ウ) 読むこと <4年生> アルファベットの大文字・小文字を理解し簡単な語句を音読しようとする。	(ウ) 読むこと アルファベットに慣れ、身近なものを表した語句や表現を読むこと。
書くこと			(エ) 書くこと アルファベットの大文字・小文字を形に気をつけて書くこと。

年間指導計画については，平成15年から県指定によって，市内の3小学校で取り組んできた英語教育の研究・実践を生かしながら，鹿児島大学教育学部附属小学校や平成13年度から先行研究をしている県下の文部科学省指定の研究開発学校の成果を参考に，各学校において検討・作成していく。（別添：鹿屋市英語教育指導計画）

（6）計画初年度の教育課程の内容等

研究を推進していく核となる学校の設置

平成17年度は，特定の小学校1校を小学校英語教育推進校として研究指定し，小学校全学年について，教科としての小学校英語の教育課程の工夫や教具，指導法の開発を進めさせる。また，他の小学校については，希望によって研究校に指定し，現在，取り組んでいる英語活動を教科として位置づけ，小学校英語を実践的に取り組むことができるようにする。18年度以降は，推進校，研究校を広げ，市内全域での小学校英語教育の充実を図っていく。

推進校，研究校の決定は以下の日程で行う。

平成17年1月中旬...希望調査
平成17年2月上旬...推進校，研究校の決定
平成17年2月中旬～3月...教育課程の編成

事業開始年度の学習指導の内容については，当初の指導計画の妥当性を見極めながら，段階的に導入を図っていく。

市内の小学校への英語教育の波及，及び中・高等学校との連携

平成17年度は，推進校と研究校で英語教育を進めていくが，その成果や取り組み状況を広く他の小学校にも知らせ，各学校の英語活動を改善していくために，「鹿屋市小学校英語，国際理解教育部会」を設置する。この部会は，市内全小学校によって構成され，市の中学校英語部会，市立鹿屋女子高等学校英語部との連携も図っていく。

教材・教具の開発及び評価等

教材・教具は，これまで各学校で実践してきたものについて，その内容を検討し，系統的に学習が積み上がるように改善を図ったり，本市の県の研究指定研究校での成果を取り入れたりして開発を行って

く。特に，推進校では，研究体制に，教材・教具の検討部会を位置付け，計画的に教材・教具の開発が行われるようにしていく。

また，評価についても，先行研究の成果を取り入れつつ，「英語を使った様々な活動を通して，言語や文化に興味を持ち，英語に親しもうとする態度の育成を図り，英語を聞いて理解する能力と英語を話し伝える能力の基礎を養う。」という本市小学校英語科の目標に対する到達度を見極め，児童が「英語に親しむことへの効力感と楽しさ」を持てるような評価活動，様式を実践的に研究，工夫していく。特に，学習内容の定着に関しては，その結果が中学校の学習内容の前倒しとなるような評価にならないように留意する。

なお，転入生等への対応については，コミュニケーション能力そのものは発達段階に応じて成長が図られるものであり，学習活動には十分参加していけるものと考えが，英語に関する積み上げの内容については，他の教科同様に事前に個別指導等を行い，児童が積極的に学習活動に参加できるようにする。

別紙

1 特定事業の名称

8 1 0 市町村費負担教職員任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

鹿屋市

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業の主体

鹿屋市

(2) 事業が行われる区域

鹿屋市の全域

(3) 事業の実施期間

平成 1 7 年から実施

(4) 事業の内容

2 1 世紀を担う国際化に対応した人材育成のため、本市では県の『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』の研究指定を受け、研究指定校を中心に、小学校の英語活動について研究・実践を進めてきたが、本特区により、小学校における英語活動を教科の学習として位置付け、小学校英語教育に関する教育課程等の研究開発に取り組む。その際、研究・実践の核となる推進校を指定し、その推進校に本市が負担する常勤講師を配置する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例の規制措置の必要性

本市では、平成 1 5 年度より、鹿児島県の『英語大好き「かごしまっ子」育成プラン』の研究指定を受け、小学校 3 校にネイティブスピーカーの英語指導助手 2 名を配置し、5、6 年生における英語教育の研究・実践に取り組んできた。また、他の多く小学校においても、A L T や C I R の招聘

が盛んに行われ、総合的な学習の時間において、英語活動を積極的に進めている。

しかしながら、「総合的な学習の時間」での英語活動は、国際理解というテーマの課題解決の手段としての学習活動であり、計画的に英語に慣れ親しんだり、学年を追って、学習内容を系統的に積み上げたりすることについては難しい面があった。そのため、この点を改善し、小学校の早期から、英語に慣れ親しませることで、中・高等学校へつながる基礎的なコミュニケーション能力を育成し、本市のめざす、英語を使って自由にコミュニケーションを図ることのできる「郷土に根ざした・新地球人」育成のための英語教育を推進したいと考えた。

そこで、本市では、別途、「802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の認定を受けることによって、小学校の教育課程に「英語科」を教科として位置づけ、計画的、系統的に学習を行っていけるようにしたいと考えている。その際、教育課程等の研究開発の核となる推進校を指定し、その成果を市内全小学校に広く波及させながら、事業の充実と拡充を図っていく計画であるが、推進校において、従来の調整によるALT等の派遣では、研究・実践体制が不十分となる。そこで、推進校に英語教育に携わる常勤講師を配置し、研究体制を整え、成果の充実を図っていきたい。

(2) 推進校に講師を常勤として配置する理由

推進校に配置する講師は、主に学級担任とのチーム・ティーチングによって、英語の授業に携わる。また、英語に関する専門性を生かし、年間指導計画や単元ごとの指導計画の作成、教材・教具の開発や指導法の研究等に参加する。その際、非常勤では、授業のみの勤務となり、放課後に行われる英語部会や担任との打合せに支障がでる。

また、特に英語の学習の特性上、学習指導には人間関係の構築が不可欠であり、英語の授業以外の教育活動全般に関わり児童との関係を深め、共通の話題を多くもつことが大切である。その他、推進校の成果を広く市内の小学校に波及させるため、他校での研究会にも参加し、市内の英語教育の充実に努める。

(3) 必要となる調整等

鹿児島県教育委員会へは、小学校英語教育の充実のために、推進校にお

いて、常勤講師が必要である旨、及び具体的な内容等について説明し、理解を得ている。今後とも県教育委員会との十分な連携のもとで、事業を推進していきたい。

なお、本市は、平成16年3月に、『かのやすくすく特区』として「810 市町村費負担教職員任用事業」での構造改革特別区域の認定を受け、平成16年4月に市費負担の常勤講師を配置して小学校低学年での少人数学級化を実施し、少人数指導の充実による学習習慣、生活習慣の確立を図っているところである。今回の、『かのや英語大好き特区』での「810 市町村費負担教職員任用事業」の申請については、少人数学級化のための学級担任ができるの常勤講師の任用とは異なり、あくまで英語教育の充実のために、英語に関して高い専門性をもつ講師の任用を目的とするものである。